

地発 0912 第 5 号  
基発 0912 第 5 号  
職発 0912 第 4 号  
平成 23 年 9 月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

#### 原子力事故による損害賠償の手續に係る支援について

原子力発電施設の事故による損害が生じた場合には、その損害の内容や程度に応じて「原子力損害の賠償に関する法律」(以下「原賠法」という。)に基づき原子力事業者が賠償を行うこととされている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故(以下「原子力事故」という。)による損害に関しては、原賠法に基づき「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成 23 年 8 月 5 日、以下「中間指針」という。)において、賠償の対象と認められる損害項目及びその範囲等が示され、今後、中間指針を踏まえ、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)による本賠償に向けた取組が進められることとされている。

こうした中で、原子力事故により避難を余儀なくされた住民や事業者などの被害者の生活状況は逼迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済することが喫緊の課題となっている。

原子力事故による損害賠償については、東京電力が行うものであるが、被害者の置かれた生活状況を踏まえ、政府としても東京電力から労働者等への円滑な賠償が進むよう、原子力事故による損害を受けた労働者等に対し、原子力事故による損害賠償の手續を情報提供するなど必要な支援を行うことが期待される。

については、各労働局におかれても、原子力事故による損害を受けた労働者に対し、原子力事故による損害賠償の手續について必要な情報提供を行うようお

願います。

## 記

都道府県労働局（以下「局」という。）、労働基準監督署（以下「署」という。）及び公共職業安定所（以下「所」という。）の窓口等において、原子力事故による損害賠償の手続について次により情報提供すること。

### (1) 情報提供を行う官署

福島労働局においては、原子力事故により、多くの住民が避難を余儀なくされ、また多くの事業者が事業活動の断念を余儀なくされている状況を踏まえ、局及び管内全ての署・所を情報提供を行う官署とすること。その他の局においては、管内に福島県から多数の避難者が避難している等の状況に応じ必要と判断する局（必要な署・所を含む）を情報提供を行う官署とすること。

### (2) 情報提供の方法

次の方法により情報提供を行う。

- ① 別途送付する厚生労働省作成のチラシを、局・署・所の窓口等に備え置くこと。
- ② 局・署・所の窓口において、来庁者から、東京電力が行う原子力事故による損害賠償について照会・相談等があった場合に、厚生労働省作成のチラシを配布し、損害賠償の手続を案内すること。

### (3) 窓口で対応を要すると想定される主な対象者

原子力事故により避難を余儀なくされたおそれのある労働者等。（総合労働相談コーナーでは民事上の労働相談をする者、署では解雇等の相談をする者や未払賃金立替払制度の手続をする者、所では雇用保険の手続をする者や求職者を中心に対応することが想定される。）

### (4) 周知用資料

別途送付する厚生労働省作成のチラシを用いること。

### (5) 質問等への対応

- ① 局・署・所の窓口において、原子力事故による損害賠償に関し質問等がなされた場合は、厚生労働省作成のチラシを用いて東京電力の問合せ先を教示すること。
- ② 損害賠償を受けられる損害の該当の有無、損害賠償の範囲・額等に

係る質問については、東京電力が審査し判定するものであり、局・署・所において判断できないことを懇切に説明の上、東京電力へ照会するよう教示すること。

特に、中間指針に示されていない損害が賠償の対象になるか、請求した額のうちどの程度賠償を受けられるか等請求内容に対する判断を必要とする質問があった場合は、行政が何らかの判断を示したとの誤解を受けることのないよう慎重に対応すること。

- ③ なお、東京電力による賠償の請求書の記載方法についても、東京電力へ照会するよう教示すること。